

市・県民税、所得税の申告は自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は 2 月 16 日 (火) ～ 3 月 15 日 (月)

申告は、昨年 1 年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

問い合わせ先

【市・県民税の申告】税務課市民税係

☎ 25 1 1 3 4

【所得税の申告】伊勢税務署個人課税部門

(音声案内) ☎ 0 5 9 6 28 3 1 9 1

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。いせシティプラザ（伊勢税務署西側）にて申告をお願いします。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除
- 消費税 ○贈与税
- 令和元年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 令和 2 年中に事業を始められたかた
- その他、複雑な申告のかた



表1 市・県民税の申告相談日程

受付日	地区名	会場	受付時間
2月16日(火)～26日(金)	市役所西庁舎(旧市民文化会館) 4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください。		
2月25日(木)	桃取	桃取コミュニティセンター	9:00～13:00
2月26日(金)	菅島	菅島老人憩の家	9:00～15:00
3月1日(月)	神島	神島開発総合センター	9:00～15:00
3月3日(水)	相差 畔蛸	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設	9:00～15:00
3月4日(木)	答志	答志コミュニティセンター (旧老人憩の家)	9:00～15:00
3月5日(金)	和具	答志和具 コミュニティセンター	8:30～12:30
3月8日(月)	石鏡	石鏡公民館	9:00～11:30
	浦村	本浦公民館	13:30～16:00
3月9日(火)	堅子	堅子老人憩の家	8:30～9:30
	千賀	千賀公民館	10:30～12:00
	国崎	国崎公民館	14:00～16:00
3月10日(水)	松尾・白木	松尾公民館	9:00～11:00
	若杉・河内 岩倉	岩倉老人憩の家	13:00～15:30
3月11日(木)	坂手	坂手老人憩の家	9:00～12:00
3月12日(金)・15日(月)	市役所西庁舎(旧市民文化会館) 4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください。		

市・県民税の申告
申告書は、前年の課税実績や課税資料などをもとに、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に同封の「市・県民税申告書の書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告書が送付されなかつたかたについても、8ページの「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。申告相談は、表1の会場で行います。

臨時申告相談所を開設します

- とき

3月1日(月)～11日(木)
(土曜・日曜日を除く)
- ところ

市役所西庁舎(旧市民文化会館) 4階・大会議室
- 対象地区

全地区
- 受付時間

9:00～16:00

※臨時申告相談所では、市・県民税申告書、確定申告書 A のみ受け付けます。その他の申告書は受け付けませんので、表2の確定申告相談日に来場していただくか、伊勢税務署の相談会場を利用してください。

※臨時申告相談所は、臨時的に開設しており、対応する職員は 2～3 人です。混雑時には待ち時間が長くなりますので、ご了承ください(今年から予約制度を設けましたので、ぜひ活用してください。くわしくは次ページをご覧ください)。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

市では、申告相談に来られるかたの安心・安全のため、次のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の取り組みを行います。

申告受付の予約について

会場内の密を避けるため、以下のとおり各日程に予約枠を設けています（土曜・日曜日、祝日を除く）。予約の際は希望日の前日までに税務課市民税係（☎21134）へ電話で申し込んでください。

（対象地区のかた限定） 2月16日（火）～26日（金） 13:00～15:30

（全地区） 3月1日（月）～11日（木） 9:00～11:30、13:00～15:30

※予約枠には限りがあります。また、状況により時間が前後する場合があります。

例年、申告相談時期の初日、2日目や午前中は大変混雑します。三密を避けるために事前予約や、日程・時間をずらしての来場をお願いします。

申告会場に来場されるかたへ

- 申告会場にて検温を行います。**発熱（37.0℃以上）**や**体調不良**などが認められるかたは、やむを得ずお帰りいただくことがありますのであらかじめご了承ください。
- 会場での手指の消毒、マスクの着用をお願いします。また、筆記用具（黒色ボールペン）は可能な限り持参してください。
- 感染予防のために会場の換気を行っております。防寒対策を十分取って来場してください。
- 会場内でお待ちいただく際、密にならないよう座席を減らしています。混雑の状況によっては車の中など会場外で待っていただく場合があります。
- 来場されたかたに「連絡票」をお渡しします。氏名、住所、電話番号などを記入していただき、申告相談終了後に回収させていただきます。「連絡票」は、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の感染経路調査のために使用させていただく場合がございますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、受付方法や日程などを変更させていただく可能性があります。その場合は、市ホームページなどでお知らせします。

表2 確定申告相談日程

ところ 市役所西庁舎（旧市民文化会館）4階・大会議室

受付日	地区名	予約したかたの受付時間	一般受付時間
2月16日（火）	桃取・答志・和具・菅島・坂手・神島	予約は 指定地区のかた限定 13:00～15:30 （午後のみ）	9:00～12:00 13:00～16:00
2月17日（水）	安楽島		
2月18日（木）	若杉・河内・岩倉・松尾・白木		
2月19日（金）	大明東・大明西・高丘		
2月22日（月）	浦村・石鏡・相差・国崎・畔蛸・千賀・堅子		
2月24日（水）	一丁目～五丁目		
2月25日（木）	堅神・屋内・池上		
2月26日（金）	小浜・船津・幸丘	予約対応なし	
3月12日（金）・15日（月）	全地区		

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月16日（火）～18日（木） 午前9時30分～午後4時
（正午～午後1時を除く）

ところ 市役所西庁舎（旧市民文化会館）4階・大会議室

必要書類などくわしくは、伊勢税務署（☎059623191）へ問い合わせてください。

※税理士への相談を希望するかたは、指定日に関わらず2月16日（火）～18日（木）に来場してください。

※表2の会場では、市・県民税申告書、確定申告書A、確定申告書Bのみを受け付けます。

※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。市内での確定申告相談会の日程は、**表2**（7ページ）のとおりです。

なお伊勢税務署では、いせシテイプラザ（伊勢税務署西側）で、2月16日（火）から3月15日（月）まで受け付けます。（土曜・日曜日、祝日を除く）

申告が必要なかた

令和3年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは申告が必要です。

給与所得者は通常、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業の所得があるかた、土地などを譲渡したかた、そのほかに何らかの所得があるかたは必ず申告書を提出してください（持続化給付金などは事業収入に含まれるため、申告が必要です）。
公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下のかたは、市・県民税の申告が必

市・県民税申告書の郵送提出について

会場での待ち時間もなく、ご自宅でご自身の都合のよい時間に作成でき、新型コロナウイルス感染症拡大防止につながりますので、ぜひ活用してください。

【申告に必要な書類】

- 作成済みの申告書（押印済みのもの）

※収入や控除に関する書類（写し可）を添付してください。

- 本人確認書類（免許証など）の写し および マイナンバー確認書類などの写し

※申告書の控えに税務課の受付印が必要なかたは、住所・氏名を記入し、切手（84円）を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

要です。また、医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。この場合でも、源泉徴収されている所得税があり、その還付を受けるかたは確定申告書の提出が必要です。
なお、申告書の提出がない場合、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

申告に必要なもの

対象	申告に必要なもの
全員	●マイナンバー確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しでも可） ●本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など） ●印鑑、筆記用具（黒色ボールペン）、計算機
給与、年金所得	●給与、年金などの源泉徴収票
事業、漁業 農業、不動産所得	● 収支内訳書 ※下記参照
生命保険料控除 地震保険料控除	●生命保険料の控除証明書 ●地震保険料の控除証明書

対象	申告に必要なもの
医療費控除	● 医療費控除の明細書 ※下記参照
社会保険料控除	●国民健康保険税納付額通知書（税務課より1月20日発送済み） ●後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ（市民課・健康福祉課より1月25日発送済み） ●国民年金保険料控除証明書
寄附金控除	●寄附金の領収書または受領証明書
障害者控除	●障害者手帳 ●障害者控除対象者認定書 ※社会福祉事務所で発行

医療費控除の明細書および収支内訳書の事前準備について

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、会場での混雑緩和と滞在時間を短くするため、申告会場に来場されるかたで以下の書類を提出する場合には、あらかじめご自宅での作成をお願いします。

●医療費控除を受けるかた・・・「医療費控除の明細書」

人ごと、病院・薬局ごとに合計し、健康保険や生命保険などで補てんされた場合は、その金額を差し引いて作成してください。

※令和2年分の申告から医療機関などの領収書のみでは医療費控除の適用が受けられなくなり、医療費控除の明細書が必須となっています。

●事業・漁業・農業・不動産所得があるかた・・・「収支内訳書」

それぞれの用紙については、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、税務課や連絡所窓口を用意しています。

税務署からのお知らせ

令和2年分の所得税などの確定申告会場について

確定申告書の作成方法がご不明な場合は、下記のとおり申告相談を受け付けます。なお、会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

確定申告会場	いせシティプラザ（いせ市民活動センター北館）所在地：伊勢市岩渕一丁目2番29号 ※伊勢税務署内に確定申告会場は設けていません ※駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関を利用してください
開設期間	2月16日（火）～3月15日（月） （土曜・日曜日、祝日には開設していません）
開設時間	午前9時～午後5時

入場整理券について

入場整理券は申告会場で当日の午前8時30分から配付します。

スマートフォンの^{ライン}LINEアプリを使えば事前にオンラインで入手することも可能です。くわしくは、国税庁ホームページをご覧ください。

入場整理券の配付枚数には限りがあるため、配付状況に応じ後日の来場をお願いする場合があります。

LINEアプリを利用される場合は、国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。メニューの「ホーム」から「国税庁」または「@kokuzei」と入力していただくと友だち追加ができます。



友だち登録はこちらから⇒

入場時のお願い

申告会場に入場していただくみなさんには以下について協力をお願いします。

ご不便をおかけしますがご理解のほどよろしくお願いします。

マスクの着用

検温の実施

手指消毒

最少人数での来場

筆記用具などの持参

- 発熱(37.5℃以上)が認められる場合や検温にご協力いただけない場合には、入場をお断りさせていただきます。
- 体調が優れない場合は、無理をせず後日来場していただくようお願いします。

還付申告について

令和2年分の還付申告は、5年間（令和3年1月1日から令和7年12月31日まで）行うことができます。

還付申告で申告相談をご希望される場合は、3月16日（火）以降、税務署での申告相談を利用してください。確定申告会場の混雑回避にご協力をお願いします。

確定申告には、自宅からパソコン・スマートフォンで利用していただけるe-Tax（電子申告）が大変便利です。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、より安全・安心な自宅からのe-Taxの利用をご検討ください。



問い合わせ先

伊勢税務署個人課税第一部門（代表）☎ 0596 ②⑧ 3191

※自動音声の案内に従い「2」を選択してください。 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時